阪南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1. 第４章　基本目標ごとの取組について
   1. 基本目標２に関すること

【見直し内容】

「基本目標２　子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり」

中、「３　特別な支援が必要な子どもの施策の充実」に、次の１事業を追

加します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | 世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。 | こども家庭課  教育総務課 |

* 1. 基本目標３に関すること

【見直し内容】

「基本目標３　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり」

中、「１　母子の健康の確保」に、次の３事業を追加します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| 不妊不育治療費助成事業 | 不妊症及び不育症の方がその治療や検査を受ける費用を一部助成します。 | 健康増進課 |
| 妊婦歯科健康診査 | 妊婦の口腔内の衛生状態を健全に保ち、胎児の健全な育成を図るとともに、妊婦及び出生後の子どもの歯の健康の保持増進を図ることを目的に、妊娠中に歯科健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業 | 産後間もない産婦と乳児が心身のケア、育児に関する相談などを医療機関において宿泊又は日帰りで受けられる事業を実施します。 | 健康増進課 |

1. 第５章　子育て支援事業に係る量の見込み等について

【見直し内容】

「３　地域子ども・子育て支援事業」中、「（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業」を以下のとおり変更します。

（変更前）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

⇩

（変更後）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成２７  年度 | 平成28  年度 | 平成29  年度 | 平成30  年度 | 平成31（令和元）年度 |
| 1. 量の   見込み | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 |
| 1. 確保   方策 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 |